



# 鳥取県公報

平成 30 年 4 月 17 日 (火)  
号外第 5 2 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

- ◇ 規 則 県立学校の授業料等及び社会教育施設の使用料の減免に関する規則の一部を改正する  
規則 (51) (教育委員会事務局高等学校課) . . . . . 3

## ==== 公布された条例のあらまし ====

◇県立学校の授業料等及び社会教育施設の使用料の減免に関する規則の一部改正について

1 規則の改正理由

高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令の一部改正に伴い、県立学校の授業料の減免事由について所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 県立学校の授業料の減免事由の対象となる生徒は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律第3条第2項第3号に規定する保護者等の経済的負担を軽減する必要があるとは認められない者として政令で定める者に該当しない者とする。

(2) 施行期日は、平成30年7月1日とする。

# 規 則

県立学校の授業料等及び社会教育施設の使用料の減免に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年4月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県規則第51号

県立学校の授業料等及び社会教育施設の使用料の減免に関する規則の一部を改正する規則

県立学校の授業料等及び社会教育施設の使用料の減免に関する規則（昭和52年鳥取県規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
(授業料等及び使用料の減免) 第2条 県立学校の授業料等及び社会教育施設の使用料の減免は、次の表の中欄に掲げる授業料等又は使用料について行うものとし、当該授業料等又は使用料の減免を行うことができる場合は、それぞれ同表の右欄に定める事由に該当する場合とする。			(授業料等及び使用料の減免) 第2条 県立学校の授業料等及び社会教育施設の使用料の減免は、次の表の中欄に掲げる授業料等又は使用料について行うものとし、当該授業料等又は使用料の減免を行うことができる場合は、それぞれ同表の右欄に定める事由に該当する場合とする。		
区分	授業料等又は使用料	減免事由	区分	授業料等又は使用料	減免事由
県立学校	授業料	1 修学に対する意欲があり、かつ、性行が正しい生徒（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第3条第1項に規定する就学支援金の支給を受ける者を除く。）が次のいずれかに該当するとき。 (1) 高等学校等就学支援金の支給に関する法律第3条第2項第3号に掲げる者に該当しないとき。	県立学校	授業料	1 修学に対する意欲があり、かつ、性行が正しい生徒（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第3条第1項に規定する就学支援金の支給を受ける者を除く。）が次のいずれかに該当するとき。 (1) <u>保護者等</u> （高等学校等就学支援金の支給に関する法律第3条第2項第3号に規定する <u>保護者等</u> をいう。以下同じ。）に該当する者の <u>全員のその年度（4月から6月までの月分の授業料にあつては、その前年度）分の市町村住民税所得割の額を合計した額が高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成22年政令第112号）第</u>

		(2)～(5) 略 2 略			1条第2項に規定する 額に満たないとき。 (2)～(5) 略 2 略
	略			略	
略				略	

附 則

この規則は、平成30年7月1日から施行する。